

令和3年1月8日

保護者各位

狛江市子ども家庭部

児童育成課長 片岡 晋一

令和3年1月の緊急事態宣言発出に伴う学童クラブの運営方法について

日頃より狛江市の学童クラブ事業に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。令和3年1月7日に新たに緊急事態宣言が発出されたことを受け、今後の学童クラブの運営方法について、下記のとおり御案内をいたします。御協力の程、よろしく願いいたします。

記

1. 2月6日（土）までの学童クラブの運営方法について

緊急事態宣言発出期間中も、学童クラブについては感染防止策を徹底した上で、引き続き開所いたします。しかしながら、全国的な感染者数の増大を鑑みれば、緊急事態宣言発出期間中においては、より感染症対策に重きを置くことが重要と考えます。したがって、緊急事態宣言発出中は、**可能な方は家庭保育への御協力をお願いいたします。**この場合において、**令和3年1月及び2月の育成料・間食費等負担金は減額を行います。**減額方法については、以下を御覧ください。また、保育時間の短縮にも御協力いただき、延長保育の利用はできる限りお控えくださいますようお願いいたします。

2. 改めて受入にあたってのお願い

(1) 児童・保護者（同居の家族を含む）の皆様におかれましては、土日祝日を問わず毎日の体温測定を徹底し、御家族の方も含めて発熱等の風邪症状（咳・鼻水・だるさなど）が見られる場合は、児童の登所を控えてください。

(2) 保護者・児童ともに、マスクの着用をお願いします。

(3) 風邪症状や発熱が続く場合や、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、新型コロナウイルス感染症電話相談窓口等に相談をしてください。

3. 育成料・間食費等負担金の減額について

緊急事態宣言発出により家庭での保育を要請することに伴い、令和3年1月、2月の育成料・間食費等負担金の減額を行います。

●減額方法：令和3年1月、2月の各月の登所した日数に応じ、以下のとおり減額計算を行います。

【登所した日数が0日の場合：全額還付】

【登所した日数が13日未満の場合：半額還付】

【登所した日数が13日以上の場合：還付なし】

●注意事項：育成料・間食費等負担金は例月通りお支払いいただきます。還付方法については、事態収束後、御案内させていただきます。

3. その他

この度の緊急事態宣言を受け、市役所職員も一部在宅勤務となります。緊急事態宣言発出期間中は、電話や窓口でお待たせする可能性がありますので、御了承ください。

施設においては、手洗いや手指消毒、適切な換気、共有部分等における毎日の消毒等、基本的な感染症対策を徹底してまいります。また、3密を避ける工夫や外部者との接触の制限等も行っております。今後も、新型コロナウイルス感染症の状況によって、上記実施内容を延長する可能性があります。変更がある場合は、別途お知らせいたします。御理解と御協力の程、よろしくお願いいたします。

【問合せ先】

粕江市児童育成課放課後対策推進担当
03-3430-1111（内線 2318・2319）